

食品中の放射性物質への対応

●これまでの対応

■食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定
原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定
(23年3月17日)

■食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)
(検査実施状況: 123,803件、うち暫定規制値超過1,176件)(3月12日時点)

■暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄(23年3月19日～)

■食品の出荷制限 【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(23年3月21日～)

■食品の出荷制限等の解除 【原子力災害対策本部】

解除の条件(放射性セシウム)

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて暫定規制値以下

<食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値(ベクレル/kg)		
	放射性ヨウ素	飲料水	牛乳・乳製品 注2)
野菜類 (根菜、芋類を除く。)		2,000	
魚介類			
放射性セシウム	飲料水	牛乳・乳製品	200
	野菜類	穀類	500
	肉・卵・魚・その他		

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

暫定規制値に代わる新たな基準値の設定

- より一層、食品の安全・安心を確保するため、食品から許容する線量を年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げる。
- 子どもへの配慮の観点から、子どもの摂取量が多い「牛乳」、「乳児用食品」を独立して区分。

<食品中の放射性物質の新基準値案>(平成24年4月1日施行)

核種	食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する基準値(ベクレル/kg)	
	放射性セシウム	飲料水
牛乳		50
乳児用食品		50
一般食品		100

注3) 規制対象核種は、原発事故で放出したもののうち、原子力安全・保安院が放出量試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の核種全体(セシウム134と137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)。半減期が短く、既に検出がない放射性ヨウ素や大規模な放出が生じていないウランは含まれない。

注4) 放射性セシウム以外の核種については、測定に時間がかかるため、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定。

■ 基準値見直しに係る最近の動き

● 「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の改正(3月1日)

＜主な変更点＞

- ・「一般食品」の新基準値である100Bq/kgに適応できるよう改正
- ・技術的性能要件の見直し

スクリーニングレベル: 基準値の1/2 以上 (50Bq/kg)

測定下限値: 25Bq/kg(基準値の1/4 以下)

● 基準値設定の省令・告示公布(3月15日)

- ・併せて、新基準値のもとでの検査法について通知

測定機器: ゲルマニウム半導体検出器を用いた γ 線スペクトロメータ

(又は同じ測定条件を設定できる機器)

測定下限値: 基準値の1/5以下

- ・茶の浸出方法や乾燥・水戻し食品の検査方法も、検査法の中で提示

■ 検査計画のガイドラインの主な改正点(3月12日)

(1) 対象自治体の分類

過去の出荷制限の指示実績を踏まえて、より重点的な検査が必要な自治体を2群に分類し、明示した。

(2) 対象食品及びその分類

(1)の自治体の分類に従い、過去の放射性セシウムの検出レベルに応じて、検査対象品目を詳細に定めた。

(3) 検査の検体数及び頻度等の設定

よりきめ細かく汚染の状況を把握するため、検査対象市町村、検査検体数、検査頻度等の設定の方針を詳細に示した。

(4) 検査計画の策定及び公表

自治体の取組のさらなる推進を図るため、検査計画は、四半期ごとに策定・公表し、国へ報告を行うこととした。

(5) 出荷制限解除後の管理の見直し

これまでに自治体から提出された出荷制限の解除後の検査計画について、新基準値の施行を踏まえて見直すこととした。

(6) 個別品目の取扱い

個別に取扱いを定めている7品目について、昨年8月以降の対応状況を踏まえ、見直した。

■ 食品の検査体制整備等への国の支援

- 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援
- 流通段階の買上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請
- 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表
- 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施
(厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区を行う食品衛生法に基づく食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助
(農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等の食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助、都道府県への検査機器の貸与
(消費者庁) 住民が消費する食品中の放射性物質検査を行おうとする都道府県、市町村への機器貸与

➡ 引き続き、関係省庁が連携して、地方自治体でのモニタリング検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努める。

■ リスクコミュニケーションの実施

- 新たな基準値の内容等について、食品安全委員会と厚生労働省は、これまでに7都府県で、消費者、生産者等との意見交換会（リスクコミュニケーション）を実施。

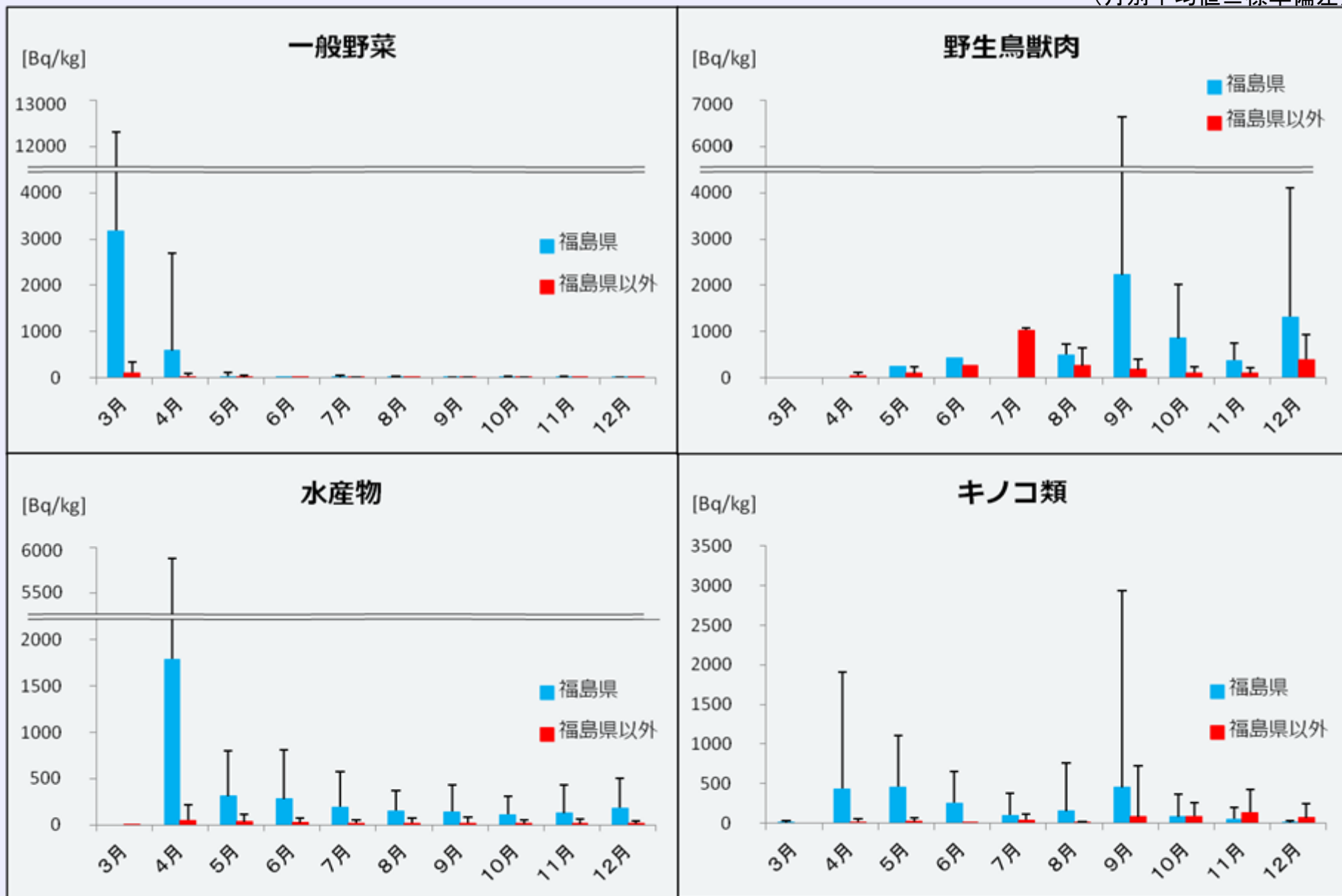
東京（1/16）、福島（1/24）福岡（1/31）、宮城（2/6）、
岩手（2/10）、愛知（2/20）、大阪（2/28）
（延べ約1,200名以上が参加）



- 新基準値の施行後も、全国十数カ所での開催を予定。また、政府広報、都道府県や市町村の広報誌、動画チャンネルなどを活用して広報・周知を行い、引き続き、新基準値の内容の丁寧な説明に努める。

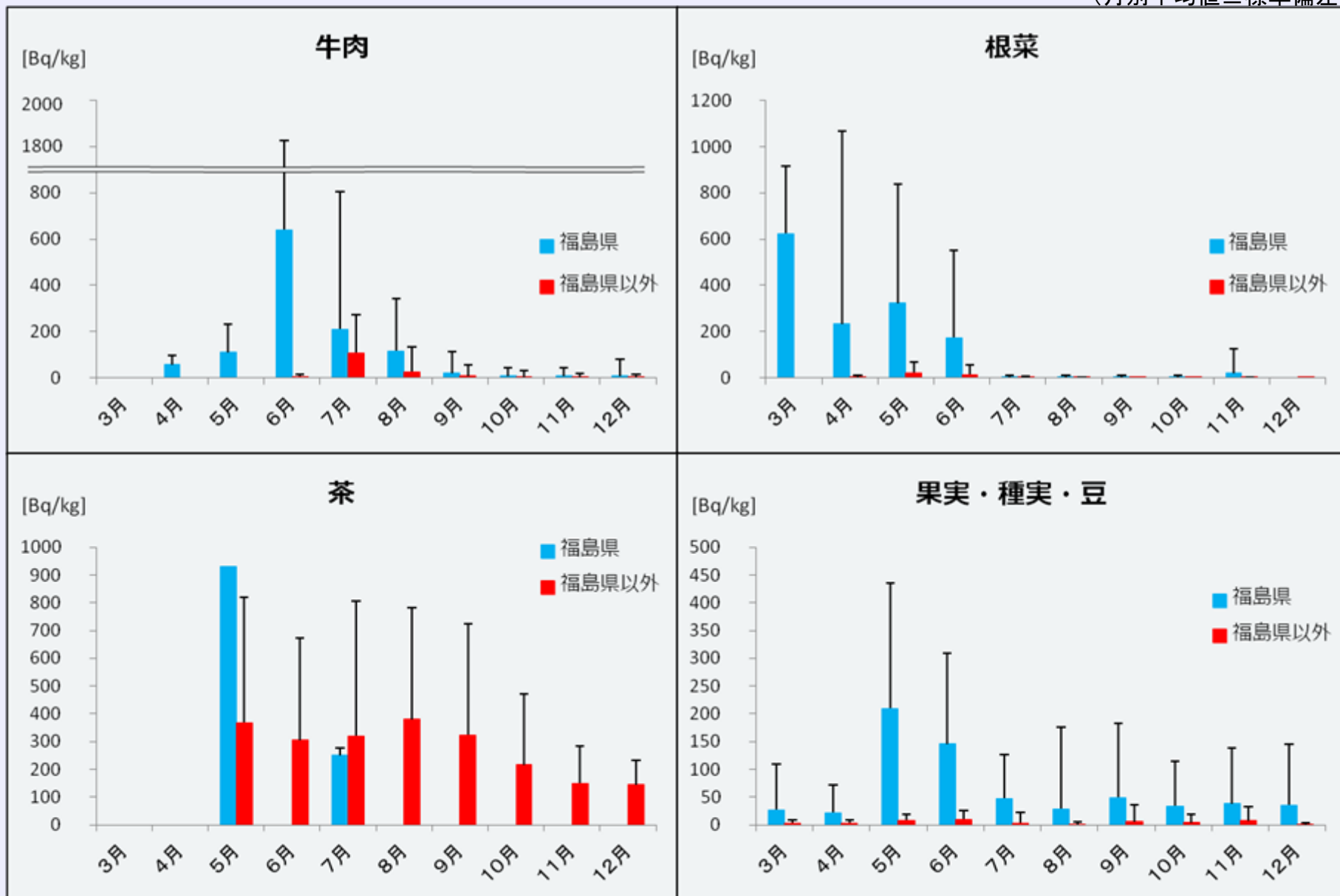
《参考》モニタリング検査における放射性セシウムの推移(1)

(月別平均値±標準偏差)



《参考》モニタリング検査における放射性セシウムの推移(2)

(月別平均値±標準偏差)



《参考》モニタリング検査における放射性セシウムの推移(3)

(月別平均値±標準偏差)

